

証券コード4286
平成30年3月9日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社レグス
代表取締役社長 内川 淳一郎

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年3月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、38～39頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」以下をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 鳳凰の間

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第30期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

監査役2名選任の件

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

第4号議案

資本準備金の額の減少および資本金の額の増加の件

以上

-
- ◎ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.legs.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表
- また、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.legs.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な海外経済を背景とした輸出・生産の増加に加え、株高や雇用・所得環境の改善により、引き続き景況感は一方向にはいるものの、米国新政権の政策運営の不確実性、英国のEU離脱や緊迫化する北朝鮮情勢への懸念等の不安定な国際情勢から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループでは、中長期的な経営戦略に基づいて、コンテンツを活用した取り組みの強化により、従来のプロモーションに加えOEM(注1)・物販等への拡大を推進してまいりました。従来のプロモーションにおいては、戦略市場である流通および日用雑貨業界を中心に、VMD商材(注2)、WEB連動キャンペーンなど、近年の顧客の販促ニーズの変化に対応した商材提供による既存顧客の深掘りと共に、その他の業界での新規顧客開拓を行ってまいりました。その一方、TV・映画やライブイベント等と連動し、積極的にコンテンツを活用したOEM・物販やコラボカフェ企画等コト消費にも注力してまいりました。引き続き、付加価値の高い事業の展開と生産性向上により収益力の強化を図ってまいります。また、働き方改革として、意識改革と業務改革を進めることで、時間外勤務管理体制を強化しております。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、まず売上高においては、前年同期好調だった飲料顧客および流通顧客向けの落ち込みがあったものの、アミューズメント顧客向けの物販等、戦略的に注力しておりました取り組みにおいて成果が出たため、前年同期比で増収となりましたが、営業利益においては、人員増に伴う人件費の増加分を吸収できず、前年同期比で減益となりました。経常利益においては、受取保険金の増加により前年同期比で増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益においては、前述の増益要因により、前年同期比で増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は133億21百万円(前期比4.5%増)、営業利益は8億46百万円(同1.8%減)、経常利益は9億25百万円(同5.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は6億29百万円(同18.6%増)となりました。

(注1) 発注元企業の名称やブランド名で販売される商品

(注2) 商品展示効果を高めるため、店舗全体の空間デザインから商品の展示・陳列までを統合的に提供する商材およびサービス

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した重要な設備投資はありません。

(3) 対処すべき課題

- ① 当社グループは、販促用製作物等の品質に対する消費者の要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求もより一層厳しくなっている状況に 대응べく、平成20年1月にISO9001の認証を取得し、さらに生産管理部門を設けました。また、平成24年3月には中国深圳市に生産・品質管理のコンサルティングサービスをグループ各社に提供することを主目的とした当社子会社睿格斯（深圳）貿易有限公司を設立し、さらなる品質向上に努めております。
- ② 近年、国内のみならず特にアジア圏においても、顧客企業のマーケティングサービスおよび商品企画サービスのニーズが急速に拡大しつつあります。当社グループはこれらのニーズに 대응べく、「流通×コンテンツ」の戦略にのっとり、日本のキャラクターコンテンツを活用したプロモーション、商品企画を軸に展開してまいります。
- ③ さらに当社グループは、今後の永続的成長のために、既存事業の推進に加え、新たな事業の可能性を発見・育成し、事業の裾野を広げる必要があると考えております。具体的には、既存事業での販促業務において今後ますます高度化・多様化が予想される消費者ニーズを機会と捉え、新たな事業の可能性を追求するため、プロジェクト化を随時推進していく体制を構築し、また新規事業の推進ができる人材の育成を積極的に図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 27 期 (平成26年12月期)	第 28 期 (平成27年12月期)	第 29 期 (平成28年12月期)	第 30 期 (当連結会計年度 平成29年12月期)
売 上 高 (千円)	11,446,364	11,336,809	12,748,285	13,321,115
経 常 利 益 (千円)	666,348	832,253	874,570	925,465
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	368,456	545,523	530,810	629,293
1株当たり当期純利益 (円)	35.30	51.79	50.61	59.99
総 資 産 額 (千円)	5,609,275	6,275,209	6,427,718	7,354,882
純 資 産 額 (千円)	3,993,497	4,398,862	4,649,346	5,190,224

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。
 なお、当社は第29期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。
2. 当社は、平成26年12月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行いました。第27期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 27 期 (平成26年12月期)	第 28 期 (平成27年12月期)	第 29 期 (平成28年12月期)	第30期(当期) (平成29年12月期)
売 上 高 (千円)	10,981,284	10,910,174	12,477,302	13,013,895
経 常 利 益 (千円)	1,522,297	887,712	883,571	919,518
当 期 純 利 益 (千円)	1,232,818	310,331	495,843	635,536
1株当たり当期純利益 (円)	118.11	29.46	47.27	60.59
総 資 産 額 (千円)	5,537,856	6,000,720	6,105,780	7,070,116
純 資 産 額 (千円)	4,002,628	4,202,349	4,454,859	4,991,383

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。
 なお、当社は第29期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均発行済株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。
2. 当社は、平成26年12月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行いました。第27期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスアイピー	10,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯（上海）貿易有限公司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯（上海）広告有限公司	120,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯（深圳）貿易有限公司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
LEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD.	2,760千RM	100.0%	マーケティングサービス事業

(注) LEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD. は平成29年7月に解散することを決議いたしました。

(6) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

マーケティングサービス事業 … 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品等の企画・製作

(7) 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

名 称	所 在 地
国内	
当 社 （本 社）	東京都港区
株式会社エスアイピー	東京都港区
国外	
睿格斯（上海）貿易有限公司	上海市（中華人民共和国）
睿格斯（上海）広告有限公司	上海市（中華人民共和国）
睿格斯（深圳）貿易有限公司	深圳市（中華人民共和国）
LEGS MARKETING SERVICES (MALAYSIA) SDN. BHD.	クアラルンプール（マレーシア）

(8) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
235名	4名増

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	158名	4名増	37.10歳	8.60年
女 性	51名	4名増	30.20歳	4.11年
合計または平均	209名	8名増	35.40歳	7.70年

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 39,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,840,000株（自己株式202,000株を含む）
- (3) 株 主 数 9,546名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ジ ョ イ ユ ー	4,281,200株	40.24%
レ ッ グ ス 従 業 員 持 株 会	698,300株	6.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	681,300株	6.40%
内 川 淳 一 郎	295,400株	2.78%
樋 口 一 成	260,600株	2.45%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	224,000株	2.11%
坂 本 孝	224,000株	2.11%
柁 澤 紀 夫	213,000株	2.00%
株 式 会 社 イ ン タ ー エ ッ ク ス	203,600株	1.91%
西 田 美 都 子	110,200株	1.04%

(注) 1. 持株比率については、自己株式（202,000株）を控除して算出しております。なお、信託口が所有する当社株式100,000株は自己株式に含めず計算しております。

2. 株式会社ジョイユースは、当社代表取締役社長内川淳一郎の親族が保有する資産管理会社であります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成29年12月31日現在)

① 平成24年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 150個 (新株予約権1個につき200株)
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 30,000株

(注) 平成25年1月1日の普通株式1株につき100株の割合での株式分割および平成26年12月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が150株から30,000株に変更になっております。

- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり46,400円 (1株当たり232円)
- ・ 新株予約権の権利行使期間 平成29年3月27日から平成34年3月26日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	150個	30,000株	1名

② 平成28年8月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 400個（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 40,000株
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり73,200円（1株当たり732円）
- ・ 新株予約権の権利行使期間
平成33年3月23日から平成38年3月22日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役 (社外取締役を除く)	400個	40,000株	1名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 川 淳一郎	俺の株式会社社外取締役 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事 睿格斯（上海）広告有限公司 董事 睿格斯（深圳）貿易有限公司 董事 株式会社ジェイユー取締役
取締役副社長	樋 口 一 成	COO（最高執行責任者） 睿格斯（上海）貿易有限公司 董事長 睿格斯（上海）広告有限公司 董事長 睿格斯（深圳）貿易有限公司 董事長
専務取締役	米 山 誠	管理本部長 株式会社エスアイピー代表取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	福 井 康 夫	株式会社メディアフラッグ代表取締役社長 株式会社impactTV代表取締役会長 株式会社MEDIAFLAG沖縄代表取締役会長 梅地亜福（上海）管理諮詢有限公司 董事長 cabic株式会社取締役 株式会社MPandC取締役 Q&H株式会社取締役
取 締 役	佐々木 節 夫	Sectage合同会社代表社員
取 締 役	園 部 洋 士	林・園部法律事務所代表弁護士 株式会社パルテック社外取締役 日本管理センター株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社ケアサービス社外監査役 東京鐵鋼株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	ジュラヴリョフ・オレグ	ロジャーズ インベストメント アドバイザーズ株式会社 ポートフォリオ・マネージャー 株式会社シエアー・ドリーサーチ代表取締役会長
常 勤 監 査 役	中 矢 猛	株式会社エスアイピー監査役 睿格斯（上海）貿易有限公司 監事 睿格斯（上海）広告有限公司 監事 睿格斯（深圳）貿易有限公司 監事
監 査 役	南 郷 志	
監 査 役	曲 淵 博 史	曲淵博史税理士事務所代表税理士 株式会社グローバルパワー社外監査役 甲府倉庫株式会社社外監査役 幼児活動研究会株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役園部洋士氏およびジュラヴリョフ・オレグ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役南郷志氏および曲淵博史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役曲淵博史氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知識を有するものであります。
4. 当社は、取締役園部洋士氏、ジュラヴリョフ・オレグ氏および監査役南郷志氏、曲淵博史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 下記の取締役および監査役は、平成29年3月29日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- | | |
|-------|----------|
| 専務取締役 | 平 賀 一 行 |
| 取締役 | 野 林 徳 行 |
| 社外取締役 | 井 川 幸 広 |
| 社外取締役 | 福 井 誠 誠 |
| 社外監査役 | ※園 部 洋 士 |
- ※社外監査役を退任後、同株主総会で社外取締役に選任されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役、社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	11名	100,865千円
監 査 役	4名	12,090千円
合 計	15名	112,955千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額2億円以内と決議しております。
また、当該報酬額とは別枠で、平成28年3月23日開催の定時株主総会決議においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額3千万円以内（うち、社外取締役1千万円以内）と決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議しております。
また、当該報酬額とは別枠で、平成28年3月23日開催の定時株主総会決議においてストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額1千万円以内と決議しております。
3. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成29年3月29日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名を含んでおります。
4. 取締役園部洋士氏は、平成29年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、支給人員および支給額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）に含めて記載しております。
5. 支給額には、社外役員7名分（社外取締役4名および社外監査役3名）15,150千円を含んでおります。
6. 取締役の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額3,494千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役園部洋士氏は、林・園部法律事務所代表弁護士ならびに株式会社パルテック社外取締役、株式会社ケアサービス社外監査役、東京鐵鋼株式会社および日本管理センター株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外取締役ジュラヴリョフ・オレグ氏は、ロジャーズ インベストメント アドバイザーズ株式会社のポートフォリオ・マネージャーおよび株式会社シェアードリサーチの代表取締役会長を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役南郷志氏は、株式会社エスアイピーの社外監査役を平成29年3月29日まで兼職していましたが、それ以後は兼職はございません。なお、同社は当社の連結子会社であります。

社外監査役曲渕博史氏は、曲渕博史税理士事務所代表税理士ならびに株式会社グローバルパワー、甲府倉庫株式会社および幼児活動研究会株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- 取締役 園部洋士 取締役園部洋士氏は社外取締役として、平成29年3月29日の就任後において開催された取締役会11回のすべてに出席いたしました。社外取締役就任以前には、非常勤監査役として、3回開催された取締役会のすべてに出席し、2回開催された監査役会のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。
- 取締役 ジュラヴリョフ・オレグ 取締役ジュラヴリョフ・オレグ氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会14回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。
- 監査役 南 郷志 監査役南郷志氏は常勤監査役または非常勤監査役として、当事業年度において開催された取締役会14回のすべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回のすべてに常勤監査役または非常勤監査役として出席いたしました。
- 監査役 曲渕博史 監査役曲渕博史氏は非常勤監査役として、当事業年度において開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また当事業年度において開催された監査役会12回のすべてに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,700千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,700千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の基本方針について、平成27年12月25日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社および当社子会社のすべての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるレグスグループ理念ブックを策定して当社および当社グループ全体の業務の運営指針とするものとします。

(ロ) 会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを構築します。

(ハ) 当社は、当社および当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項は、定款および取締役会規程に基づいて取締役会において決定するものとします。また、その他に職務決裁基準に従って決裁区分を明確にします。

(ニ) 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示に基づき、責任を持って執行に当たります。

(ホ) 取締役会や執行役員会には監査役が出席し、監査上必要な意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を強化することとしております。

(ヘ) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法に従い、内部統制報告制度を導入し、財務報告に関する内部統制の整備および運用を行い、内部監査を実施するものとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(イ) 情報の保存・管理

取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成

し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理するものとします。また、必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施するものとします。

なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとします。

(ロ) 情報の検索・閲覧の方法

取締役の職務執行に係る情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改定文書については社内に告知し、周知徹底するとともに、取締役および監査役が当該各文書および情報の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回業務に関する報告会と執行役員会を行い、更に月1回取締役会等を行うものとします。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行うものとします。

(ロ) コンプライアンスに関するビジネスリスクの他、会社を取り巻くあらゆるリスクを分析し、想定されるリスクへの対応方針を検討するにあたっては、顧問弁護士をはじめとする外部専門家等と協力するものとします。

(ハ) 当社は、商品・サービスの品質管理の仕組みを構築し、品質トラブルを防止するとともに顧客満足度を向上させることを目的として、「I S O 統合マネジメントマニュアル」を設け、厳格な運用を行うように努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、毎月定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行うものとします。

(ロ) 当社は、執行役員制を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図るとともに、その業務執行責任を明確化します。

(ハ) また、会社グループ全体の経営課題および事業戦略についての討議・決定機関として、取締役および執行役員ならびに子会社役員により構成する執行役員会を毎週定期的を開催し、グループ経営課題と戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努めるものとします。

(ニ) 当社は、各新年度開始前に事業方針発表会を開催し、環境変化に対応し

た会社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めた経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神ならびに中期方針、単年度方針を全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化に努めます。

(ホ) 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、子会社を含む全部門の責任者が参加する進捗対策会議を毎週開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図るものとします。

(ヘ) 取締役会や執行役員会には監査役が出席の上、業務運営状況を把握し、改善を図るものとします。

⑤ 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会および執行役員会において、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図ります。

(ロ) 監査役および内部監査室は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査するものとします。

(ハ) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行うものとします。

(ニ) 「取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項のすべてについて、会社グループとしての管理体制を構築・整備し、運用します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役は必要な員数および求められる資質について監査役と協議の上、必要に応じて適任と認められる人員を置くこととしております。

⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 職務の遂行上必要な場合、監査役は補助使用人を取締役から独立させて、取締役から指揮命令を受けない体制をとるものとします。

(ロ) 補助使用人に関する人事考課や懲戒処分等に関しては、監査役の意見を

尊重するものとします。

(ハ) 取締役および使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとします。

(ニ) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができるようにするものとします。

⑧ **取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、ならびに子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者、および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

(イ) 監査役は、当社および子会社の取締役の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会、意思決定会議の他、社内重要会議に出席し、また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することで当社または子会社の取締役または使用人にその説明を求められる体制をとるものとします。

(ロ) 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告するものとします。

(ハ) 当社は、内部通報制度運用規程に基づく会社グループの内部通報システムの運用により、法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、監査役を通報窓口とする適切な報告体制を確保します。

⑨ **報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役に報告した者が、当該報告を理由として、不利な扱いを受けることがないように内部通報制度運用規程に定めるとともに、当該規程を適切に運用するものとします。

⑩ **監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役が通常監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行い、また、通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知することとしております。

監査役が、当該費用の前払いを求めた場合には、その費用が明らかに監査役職務の執行に関係しないと認められる費用を除き、速やかに費用の償還または前払いに応じるものとします。

⑪ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

(イ) 監査役会は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき

課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めます。

(ロ) 監査役は、会計監査人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めます。

(ハ) 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めます。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨むこととし、これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備します。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢として、平成23年10月に施行された「東京都暴力団排除条例」を遵守する体制を整備し、適切な体制の維持に努めます。反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図るように努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役・使用人の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

定例取締役会を毎月1回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規程に定められた重要事項について確認・決定するとともに、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。定例取締役会においては、弁護士、税理士の資格を有する社外役員も交えて、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性、法令・定款への適合性は確保されております。

また、当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

② 損失の危険の管理

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価するとともに、有事が発生した場合の対応を協議するため、週1回業務に関する報告会と執行役員会を行い、更に月1回取締役会等を開催しております。これらの会議では、事業に関して想定されるリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行っております。

③ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

当社子会社の経営管理については、取締役副社長が統括しております。各子会社の代表者は、当社の東京本社で毎週開催される執行役員会と毎月開催される定例取締役会に、直接もしくはＴＶ会議システムを介して参加しており、また定例取締役会において、各子会社の業績および営業状況を報告しております。内部監査室による当社および当社子会社への内部監査も実施しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例監査役会を毎月１回開催し、当社の業務の状況を鑑みた上で、開催時期に適したテーマを選び、当社の取締役や執行役員等を必要に応じて招集し、活発な意見交換を行っております。

また、監査役は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができ、会計監査人とも定期的に情報交換を行っております。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,216,058	流 動 負 債	1,753,340
現金及び預金	2,884,570	買 掛 金	1,018,675
受取手形及び売掛金	2,885,609	未払法人税等	264,563
商 品	295,317	賞 与 引 当 金	90,225
繰延税金資産	71,918	そ の 他	379,875
そ の 他	104,230	固 定 負 債	411,318
貸倒引当金	△25,588	退職給付に係る負債	224,654
固 定 資 産	1,138,823	株式給付引当金	23,205
有形固定資産	64,963	そ の 他	163,458
建物及び構築物	49,374	負 債 合 計	2,164,658
そ の 他	15,589	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	23,719	株 主 資 本	4,913,926
そ の 他	23,719	資 本 金	220,562
投資その他の資産	1,050,140	資本剰余金	377,016
投資有価証券	604,907	利益剰余金	4,462,350
繰延税金資産	26,443	自 己 株 式	△146,002
そ の 他	418,790	その他の包括利益累計額	219,357
		その他有価証券評価差額金	152,654
		為替換算調整勘定	66,703
		新株予約権	56,939
		純 資 産 合 計	5,190,224
資 産 合 計	7,354,882	負 債 純 資 産 合 計	7,354,882

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,321,115
売 上 原 価	9,391,134
売 上 総 利 益	3,929,981
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,083,597
営 業 利 益	846,384
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	6,049
受 取 配 当 金	221
受 取 保 険 金	52,745
受 取 手 数 料	11,948
投 資 事 業 組 合 運 用 益	5,187
そ の 他	7,403
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	3,739
そ の 他	733
経 常 利 益	925,465
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,014
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,774
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	931,254
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	318,542
法 人 税 等 調 整 額	△16,581
当 期 純 利 益	629,293
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	629,293

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	220,562	384,805	4,022,653	△184,757	4,443,264
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△189,597		△189,597
親会社株主に帰属する 当期純利益			629,293		629,293
自 己 株 式 の 処 分				38,754	38,754
自 己 株 式 処 分 差 損		△7,788			△7,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△7,788	439,696	38,754	470,662
当 期 末 残 高	220,562	377,016	4,462,350	△146,002	4,913,926

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	93,544	56,107	149,651	56,430	4,649,346
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△189,597
親会社株主に帰属する 当期純利益					629,293
自 己 株 式 の 処 分					38,754
自 己 株 式 処 分 差 損					△7,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	59,109	10,596	69,706	508	70,214
当 期 変 動 額 合 計	59,109	10,596	69,706	508	540,877
当 期 末 残 高	152,654	66,703	219,357	56,939	5,190,224

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,722,336	流 動 負 債	1,667,414
現金及び預金	2,353,264	買掛金	971,301
受取手形	9,909	未払金	112,623
売掛金	2,811,440	未払費用	103,828
商品	293,996	未払法人税等	264,721
前渡金	11,464	未払消費税等	84,975
前払費用	14,196	前受金	2,237
未収入金	147,719	預り金	39,334
繰延税金資産	71,918	賞与引当金	87,004
その他	34,013	その他	1,388
貸倒引当金	△25,588	固 定 負 債	411,318
固 定 資 産	1,347,779	長期未払金	160,220
有 形 固 定 資 産	61,541	退職給付引当金	224,654
建物	46,532	株式給付引当金	23,205
器具及び備品	9,689	その他	3,238
その他	5,319	負 債 合 計	2,078,732
無 形 固 定 資 産	23,518	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	23,518	株 主 資 本	4,781,790
投 資 其 他 の 資 産	1,262,718	資本金	220,562
投資有価証券	604,907	資本剰余金	377,016
関係会社株式	38,868	資本準備金	267,987
関係会社出資金	150,000	その他資本剰余金	109,029
敷金及び保証金	250,758	利 益 剰 余 金	4,330,213
保険積立金	164,271	利益準備金	24,062
繰延税金資産	50,211	その他利益剰余金	4,306,151
その他	3,701	繰越利益剰余金	4,306,151
		自 己 株 式	△146,002
		評価・換算差額等	152,654
		その他有価証券評価差額金	152,654
		新 株 予 約 権	56,939
		純 資 産 合 計	4,991,383
資 産 合 計	7,070,116	負 債 純 資 産 合 計	7,070,116

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,013,895
売 上 原 価	9,192,663
売 上 総 利 益	3,821,231
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,974,413
営 業 利 益	846,818
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,674
受 取 配 当 金	221
受 取 保 険 金	52,745
受 取 手 数 料	11,948
投 資 事 業 組 合 運 用 益	5,187
そ の 他	2,953
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	1,302
そ の 他	726
経 常 利 益	919,518
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,014
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,774
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	23,500
特 別 損 失	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	37,691
税 引 前 当 期 純 利 益	911,116
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	317,436
法 人 税 等 調 整 額	△41,857
当 期 純 利 益	635,536

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	220,562	267,987	116,817	384,805	24,062	3,860,211	3,884,274
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△189,597	△189,597
当 期 純 利 益						635,536	635,536
自 己 株 式 の 処 分							
自 己 株 式 処 分 差 損			△7,788	△7,788			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△7,788	△7,788	-	445,939	445,939
当 期 末 残 高	220,562	267,987	109,029	377,016	24,062	4,306,151	4,330,213

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△184,757	4,304,884	93,544	93,544	56,430	4,454,859
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△189,597				△189,597
当 期 純 利 益		635,536				635,536
自 己 株 式 の 処 分	38,754	38,754				38,754
自 己 株 式 処 分 差 損		△7,788				△7,788
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			59,109	59,109	508	59,618
当 期 変 動 額 合 計	38,754	476,905	59,109	59,109	508	536,523
当 期 末 残 高	△146,002	4,781,790	152,654	152,654	56,939	4,991,383

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

株式会社レグス
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指定社員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レグスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レググス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月20日

株式会社レグス
取締役会 御中

PwC京都監査法人

指定社員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レグスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月22日

株式会社レグス 監査役会
常勤監査役 中 矢 猛 ㊟
監査役 南 郷 志 ㊟
監査役 曲 渕 博 史 ㊟

(注) 監査役南郷志、曲渕博史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める
社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第30期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金19円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は202,122,000円となります。
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役南郷志氏および監査役曲渕博史氏の2名は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>まがり ぶち ひろ し 曲 渕 博 史 (昭和35年9月11日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>昭和59年4月 新光電気工業株式会社入社 平成4年9月 三尾公認会計士事務所入所 平成7年12月 曲渕博史税理士事務所開設 代表(現任) 平成20年12月 株式会社グローバルパワー社外監査役(現任) 平成21年5月 甲府倉庫株式会社社外監査役(現任) 平成26年3月 株式会社レッグス社外監査役(現任) 平成27年6月 幼児活動研究会株式会社社外監査役(現任)</p>	-株
<p>●社外監査役候補者とした理由等</p> <p>税理士として財務および会計に関する高度な知識を有しており、当社の監査においてその職務を引き続き適切に遂行でき、監査役として適任と判断しました。なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として財務・会計に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<p style="text-align: center;">こばやし もと お 小林元夫 (昭和25年10月26日生)</p> <p style="text-align: center;"> 新任 社外 独立 </p>	<p>昭和53年4月 京セラ株式会社入社</p> <p>平成12年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社へ転籍 IT商品統括事業本部本部長</p> <p>平成14年6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社取締役</p> <p>平成17年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役</p> <p>平成18年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役専務</p> <p>平成20年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役社長</p> <p>平成24年4月 京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役会長</p> <p>平成27年12月 京セラコミュニケーションシステム株式会社代表取締役会長 退任</p>	-株
<p>●社外監査役候補者とした理由等</p> <p>上場企業において長年にわたり経営に携わり、企業経営全般に豊富な見識と経験を有しており、監査役として適任と判断しました。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 曲淵博史氏および小林元夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、曲淵博史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
4. 監査役候補者曲淵博史氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
5. 当社は、曲淵博史氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏が社外監査役に選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
6. 当社は、本議案において監査役候補者小林元夫氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定です。
7. 当社は、小林元夫氏が社外監査役に選任された場合には、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。
8. 曲淵博史氏および小林元夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
9. 曲淵博史氏および小林元夫氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 曲淵博史氏および小林元夫氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 監査役候補者の有する当社の株式数は、平成29年12月31日現在のものです。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現任の補欠監査役選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなっており、改めて法令が定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

決議の効力は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなり、補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
みや はら とし お 宮原 敏夫 (昭和25年3月3日生)	昭和48年4月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 昭和55年10月 宮原公認会計士事務所 開設 平成13年3月 爽監査法人設立 代表社員（現任） 平成23年1月 税理士法人朝日会計社設立 代表社員（現任）	4,000株

●補欠の社外監査役候補者とした理由等

公認会計士として財務および会計に関する高度な知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行でき、監査役として適任と判断しました。なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務・会計に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者は、社外補欠監査役候補者であります。
 3. 宮原敏夫氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 4. 当社は、宮原敏夫氏が社外監査役に選任された場合には、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。

当社は次のとおり「取締役・監査役選定基準」を定めております。

「取締役・監査役選定基準」

当社の取締役および監査役は、法定および定款上の要件の充足、ならびに以下の要件を満たすものとする。

すべての取締役・監査役に求められる要件
1. 優れた人格、知識、見識、高い遵法精神、倫理観を有していること 2. 経営感覚に優れ、経営上の諸問題に精通していること 3. 客観的判断能力、洞察力、先見性を有していること 4. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べることができること
社外取締役に求められる要件
1. 企業経営、内部統制、法令、財務・会計、金融、危機管理等いずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験および指導的役割を務めた経験を有していること 2. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断、および会社の持続的な成長に関する助言や支援ができること
社外監査役に求められる要件
1. 企業経営、内部統制、法令、財務・会計、金融、危機管理等いずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験および指導的役割を務めた経験を有していること 2. 監査体制の中立性および独立性を確保するため、中立の立場から客観的な監査意見を表明できること

また、当社は次のとおり社外役員を独立役員として指定するための基準である「社外役員 独立性判断基準」を定めております。

「社外役員 独立性判断基準」

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法その他法定の社外要件の充足、ならびに以下の要件を満たすものとする。

すべての社外取締役・社外監査役に求められる要件
1. 年齢、性別、国籍等の区別なく、各職務を全うできる専門知識、経験、見識人格等を有しており、当社の経営理念を理解・共感し、実践できる者であること 2. 東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準を満たすこと

第4号議案 資本準備金の額の減少および資本金の額の増加の件

1. 準備金の額の減少の理由

今後の事業拡大に備え、資本規模の充実を図るため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少を行い、その全部を資本金に組み入れたいと存じます。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金267,987,500円のうち129,437,500円

(2) 減少する資本準備金の額のうち資本金に組み入れる額

129,437,500円

(3) 資本準備金減少後の資本金の額

350,000,000円

(4) 資本準備金の額の減少および資本金の額の増加が効力を生ずる日

平成30年3月28日

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の議決権行使ウェブサイト（下記 URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内にしたがって入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp>

- (2) 行使期限は平成30年3月27日（火曜日）午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. システム環境について

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ア. Internet Explorer® Ver. 7以降
 - イ. Adobe® Reader® Ver. 9以降

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※AdobeおよびReaderはAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※上記条件のアプリケーションをご利用いただいてもご利用のパソコンや、設定環境、インストールされている他のソフトウェアによって、当サイトをご利用いただけない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- (3) Cookieの設定を有効にしていること。
- (4) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (5) 会社などからインターネットに接続する場合、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (6) 暗号化通信（SHA-2）により、第三者による改ざん・成りすましを防いでいますので、安心してご利用いただけます。

3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行 証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-768-524（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する  0120-288-324

事項以外のご照会>（平日午前9時～午後5時）

株式会社レグス 株主総会会場ご案内図

東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 2階 鳳凰の間

電話 (03) 3403-1171 (代)

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



[交通のご案内]

- JR中央線・総武線信濃町駅より徒歩3分
- 地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線青山一丁目駅（2番出口）より徒歩6分
- 地下鉄大江戸線国立競技場駅（A1出口）より徒歩6分
- 都バス「権田原」より徒歩1分
（品97）品川駅／品川車庫前－新宿駅西口
- 車 高速4号線（外苑出口）より1分 *250台収容可能専用駐車場あり